

# 富山県イノシシ被害防止対策方針

※ p 6、p9、p 12 の図は、長崎県の許可を得て「長崎県鳥獣対策基本指針」から引用しました。

## 参考文献

農林水産省生産局監修

改訂版野生鳥獣被害防止マニュアル イノシシ・シカ・サル実践編（平成 26 年 3 月）

富山県生活環境文化部自然保護課発行

イノシシ出没対策マニュアル ～イノシシから集落を守りましょう～（平成 21 年 3 月）

富山県イノシシ被害防止対策方針

平成 3 0 年 2 月策定

富山県農林水産部農村振興課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

平成 3 0 年 2 月

富山県農林水産部

# 目次

はじめに .....	1
1. イノシシ被害防止対策の現状と課題について .....	2
2. 基本方針 .....	5
3. 基本目標	
(1) 短期実践目標 .....	8
(2) 長期目標 .....	8
4. 取組内容	
(1) 対策別の具体的取組 .....	9
(2) 推進主体と個々の役割 .....	15

## はじめに

本県における主要鳥獣による農作物の被害額は、平成 21 年度の約 1 億 5,000 万円から平成 25 年度の約 9,000 万円まで毎年減少傾向であったものの、平成 26 年度からは再び増加に転じ、平成 27 年度、28 年度は、約 1 億円の被害額となっています。

特に、イノシシによる農作物被害額は、平成 28 年度では約 4,000 万円と全体の 4 割を占めており、営農意欲の減退や作付けの断念など中山間地域を中心に深刻な問題となっています。

県ではこれまで、平成 19 年度に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定されたことに伴い、国の基本方針に沿って市町村が作成した被害防止計画に基づき、国交付金や県単独事業を活用した被害対策を推進してきたところであり、また、平成 23 年度には「富山県農作物鳥獣被害防止対策連絡協議会」を設置し、県内全域を対象にした農作物被害防止・軽減に向けた推進体制を整備し、被害防止対策の推進に努めてきたところで

す。しかしながら、イノシシによる農作物被害は、侵入防止柵の設置や捕獲により被害額が減少している市町村がある一方、これまで被害のなかった周辺市町村へ被害が移動していることなどにより、平成 21 年度以来 3,000 万円～4,000 万円台で高止まりの状態が続いていることから、市町村域を越えた広域的かつ一貫性を持った戦略的な被害防止対策を実施することが求められています。

そこで、県では平成 29 年度「緊急イノシシ被害防止対策事業」により、①イノシシの被害実態や侵入防止柵の設置状況等のマップ化により、各地域における計画的・広域的な被害防止対策の策定を支援すること、②具体的な対策を推進するための被害防止対策方針を策定すること、③地域ぐるみで取組む被害防止対策を牽引する地域実践リーダーを育成すること、といった 3 つの取組みにより、イノシシによる農作物被害防止対策の一層の強化を図りたいと考えております。

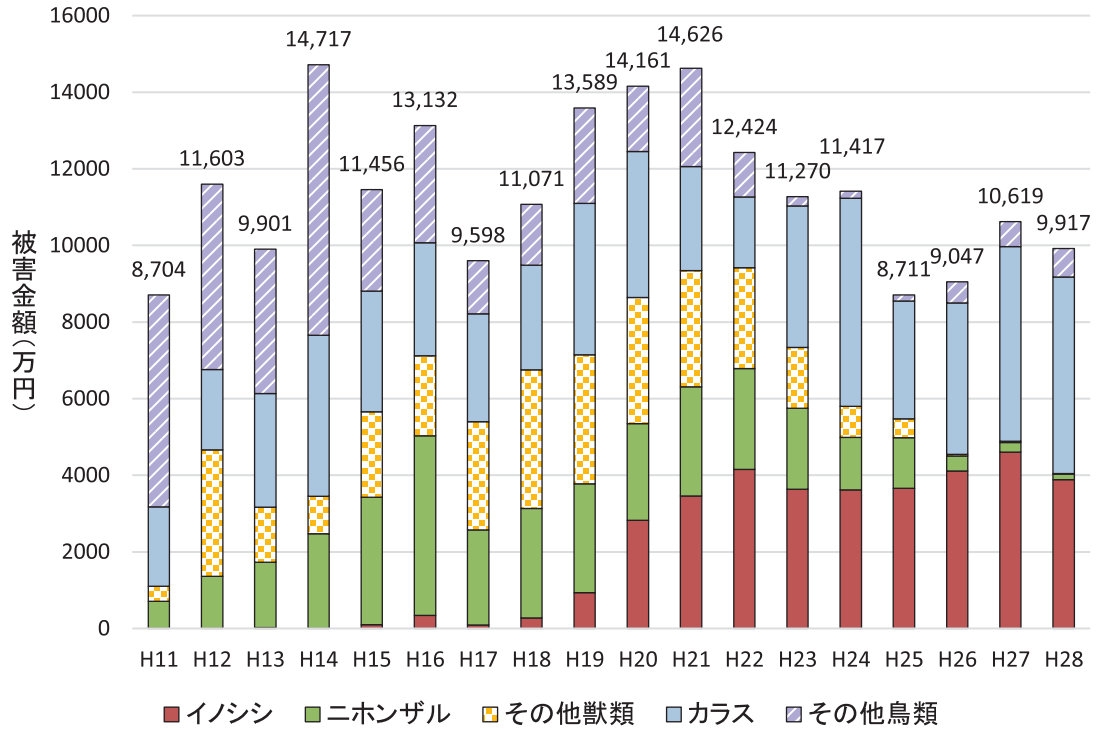
今回、この 3 つの取組みの一つである「富山県イノシシ被害防止対策方針」は、イノシシの行動や生態等の専門家からの助言や県内外の優良事例を参考にして策定したものであり、イノシシ被害の軽減を図ることはもとより、将来的にはイノシシとの棲み分けの実現を目指しており、地域住民なども含めた多くの関係者の連携のもと、本方針に基づき被害防止対策を更に進めていただくよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 1. イノシシ被害防止対策の現状と課題について

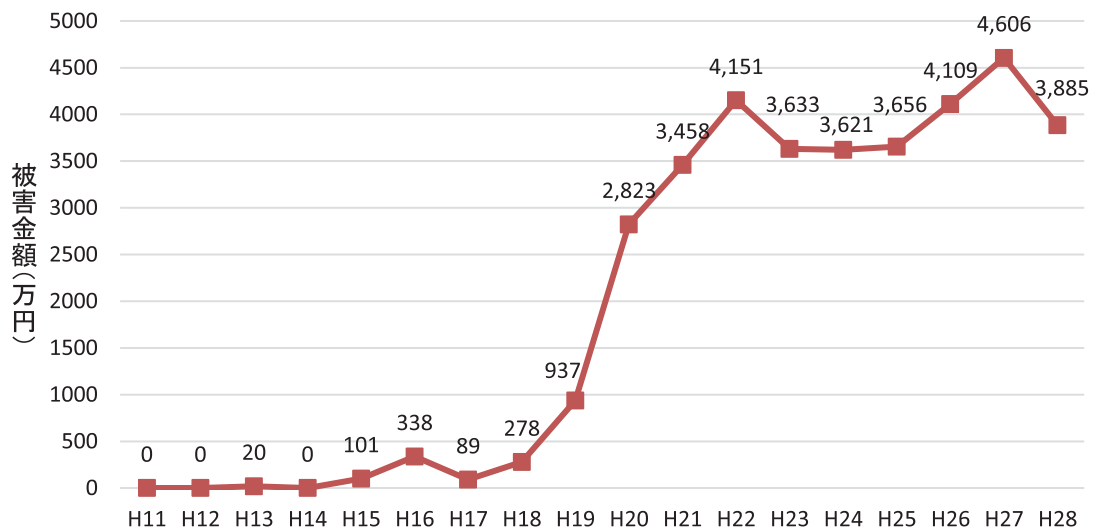
## 【現 状】

### (1) 鳥獣による農作物被害状況

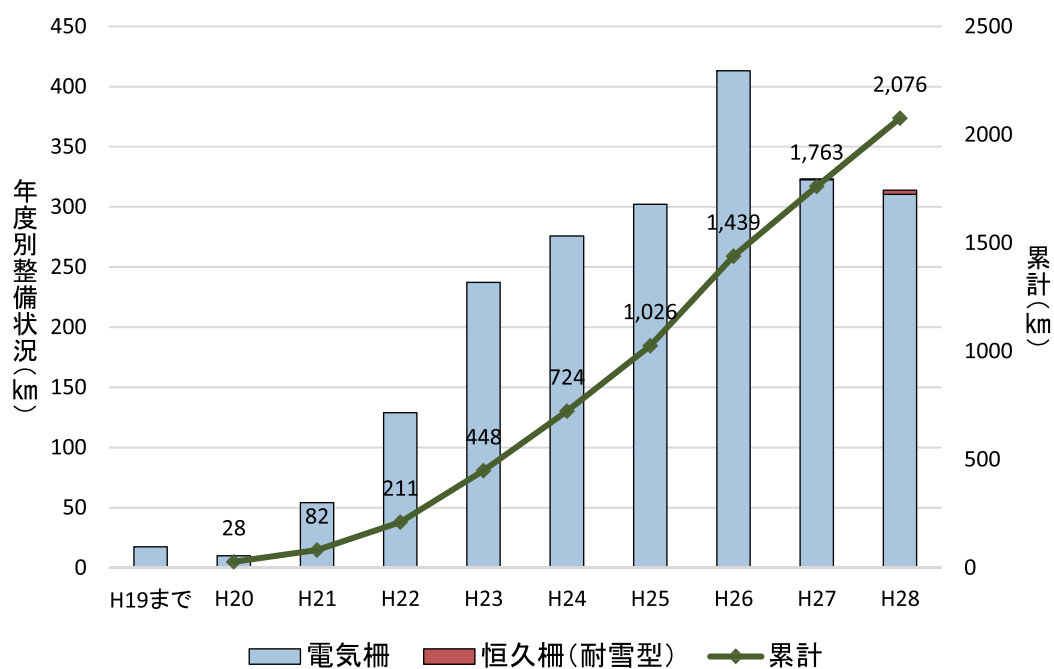
#### ①鳥獣による農作物被害金額（総額）の推移



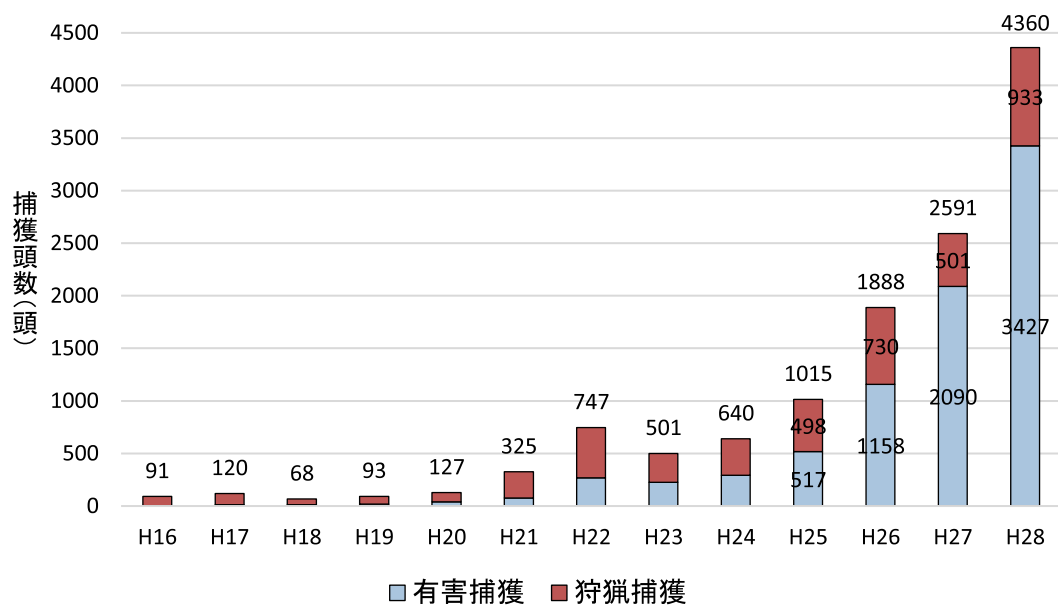
#### ②イノシシによる農作物被害金額の推移



## (2) 侵入防止柵整備状況



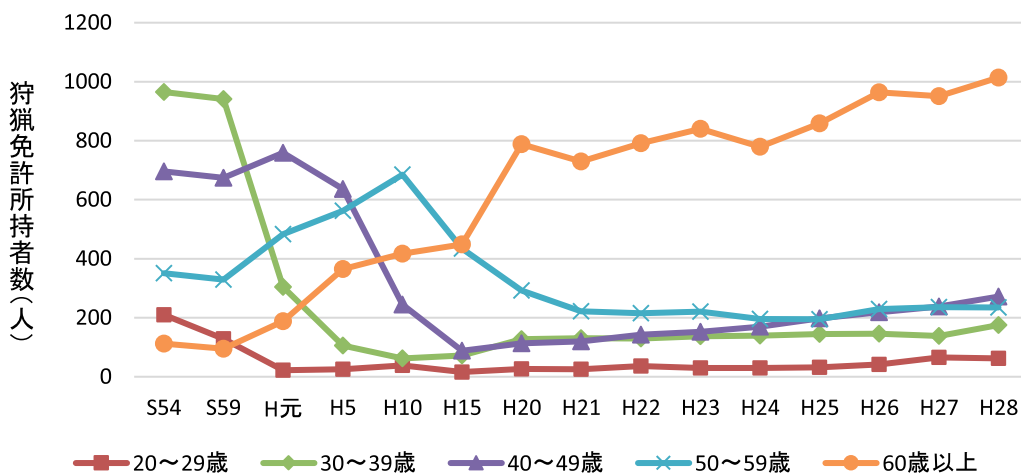
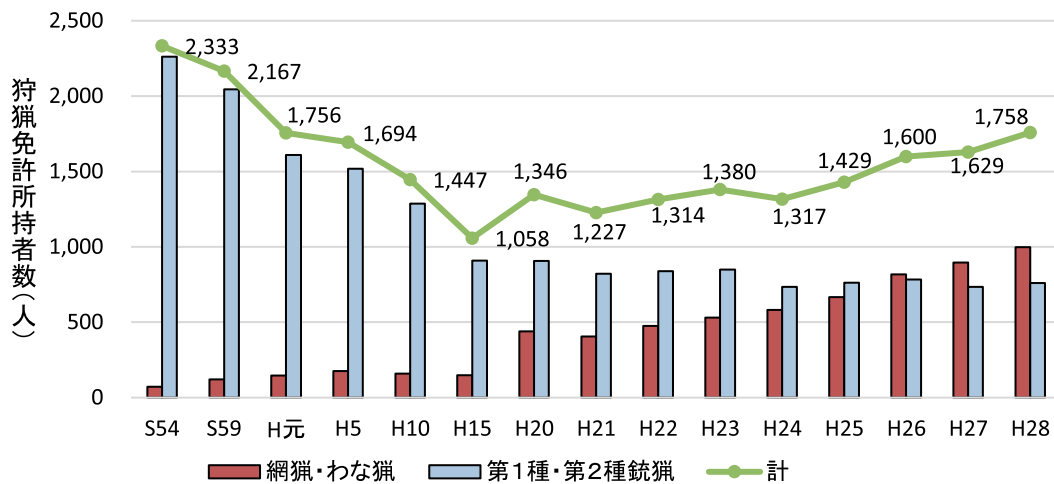
## (3) イノシシ捕獲状況



※有害捕獲：農林水産業等の被害防止または個体数調整を目的に、市町村または県の許可を受けて行う捕獲

※狩猟捕獲：狩猟期間（11/1～3/31：イノシシ）に法定猟法により行う捕獲

#### (4) 狩猟免許所持者数の推移



※狩猟免許所持者数は、複数免許取得による延べ人数

#### 【課題】

侵入防止柵の整備やイノシシの捕獲に取り組み、柵の整備延長や捕獲頭数は年々伸びていますが、イノシシによる農作物被害金額は、3,000万円～4,000万円台(H21～H28年)で高止まり状態となっています。

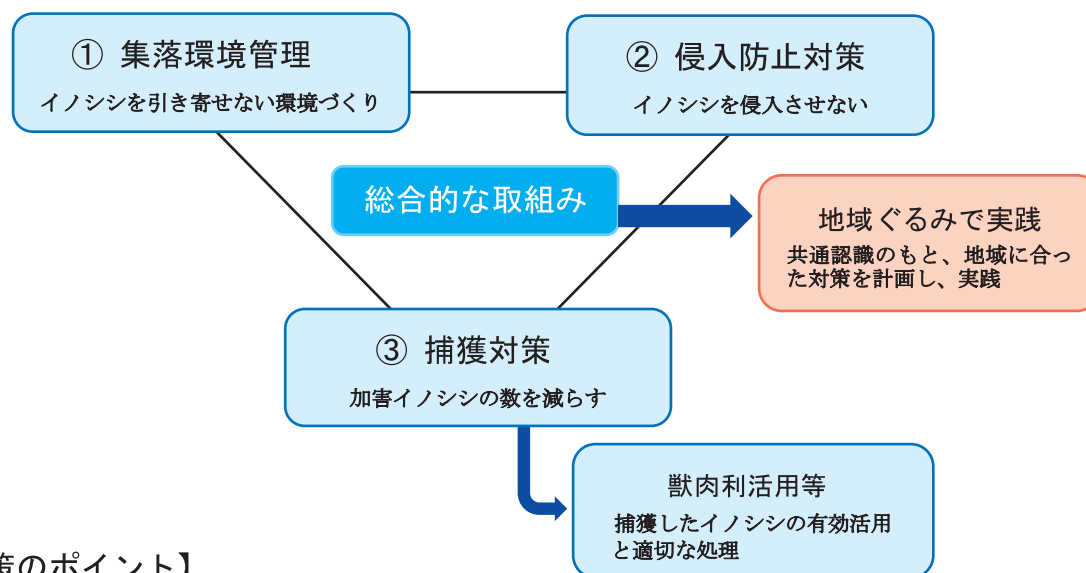
その主な要因として以下のようなことが考えられます。

- ①集落周辺の雑草地が隠れ場となったり、放任果樹や水稻の2番穂等がエサ場となるなど、イノシシを誘引しやすい集落環境となっていること
- ②侵入防止柵を設置していないほ場への被害の移動と、柵の維持管理不足などにより効果が低下していること
- ③幼獣のみの捕獲で成獣の警戒心が増大するなど捕獲効率が低下していること等

また、狩猟免許所持者数は平成15年度から増加傾向となっていますが、その年齢構成は60歳以上の人が高齢化と新たな捕獲従事者の確保が課題となっています。

## 2. 基本方針

イノシシによる農作物の被害防止対策は、イノシシの生態的特性を踏まえた、「①集落環境管理」、「②侵入防止対策」、「③捕獲対策」の3つの対策からなる「総合的な取組み」を、地域の共通認識のもと地域に合った対策を計画し、「地域ぐるみで実践」することを基本とします。



### 【対策のポイント】

#### ①集落環境管理

イノシシの棲みかやエサ場、隠れ場所になるヤブや管理不足の竹林をなくすなど集落環境の整備を行い、イノシシを引き寄せない環境をつくることにより、イノシシを人里に近づかせないようにします。

#### ②侵入防止対策

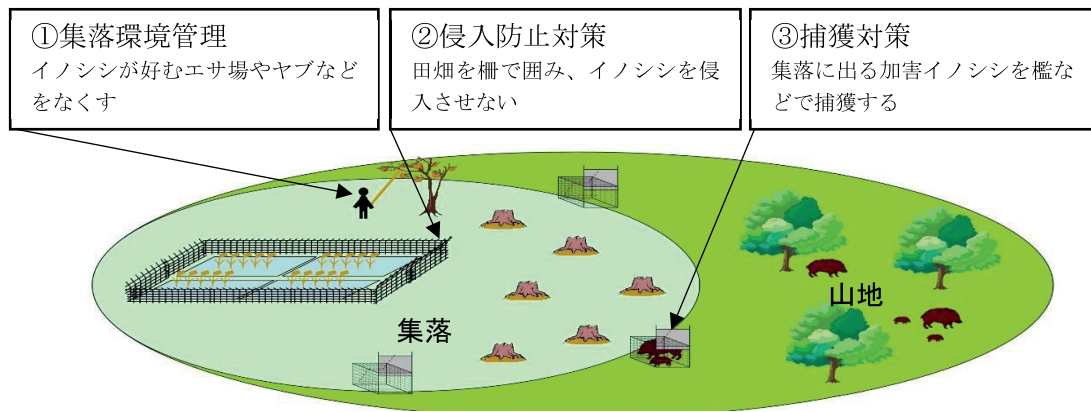
農作物が食べられないよう、またエサ場だと覚えさせないためにイノシシを田畑に侵入させない対策（電気柵等の設置）をします。

#### ③捕獲対策

上記の①集落環境管理、②侵入防止対策を行いながら、加害イノシシの動線をコントロールして効率的に捕獲します。また、①集落環境管理、②侵入防止対策により良質な食べ物とエサ場を失くすことで、イノシシの生存率を下げ、個体数を減らす効果も期待できます。

さらに、捕獲したイノシシについては、ジビエ食材としての有効活用を図る取組みを推進し、地域資源としての活用を図る一方、活用できないイノシシは埋設や焼却など適切な処理を推進します。

上記3つの対策は、地域の実情にあった取組計画に基づき、地域ぐるみで実践することで対策の効果が高まります。



イノシシ被害対策イメージ

出典：※裏表紙のとおり

【重点推進事項】

○対策の全県下での推進

- ・被害ゼロモデル集落での取組み実証と地域実践リーダー育成による地域への波及
- ・推進体制の強化と広域連携の促進

・被害ゼロモデル集落での取組み実証と地域実践リーダー育成による地域への波及

3つの対策からなる「総合的な取組み」を「地域ぐるみで実践」し、被害ゼロを目指す集落等を重点集落として設定し、関係機関の連携による重点的支援により「被害ゼロモデル集落」を育成し、その取組成果を広く他の地域へ波及させることにより、県全体のイノシシ被害の低減を図ります。

「地域ぐるみでの実践」には、被害農家と被害対策に関わる関係者による一体的取組みが重要であり、イノシシ被害防止対策研修会等の開催により被害防止対策に関する知識の浸透と意識の醸成を図るとともに、地域の被害防止対策を牽引する「地域実践リーダー」の育成を図ります。

・推進体制の強化と広域連携の促進

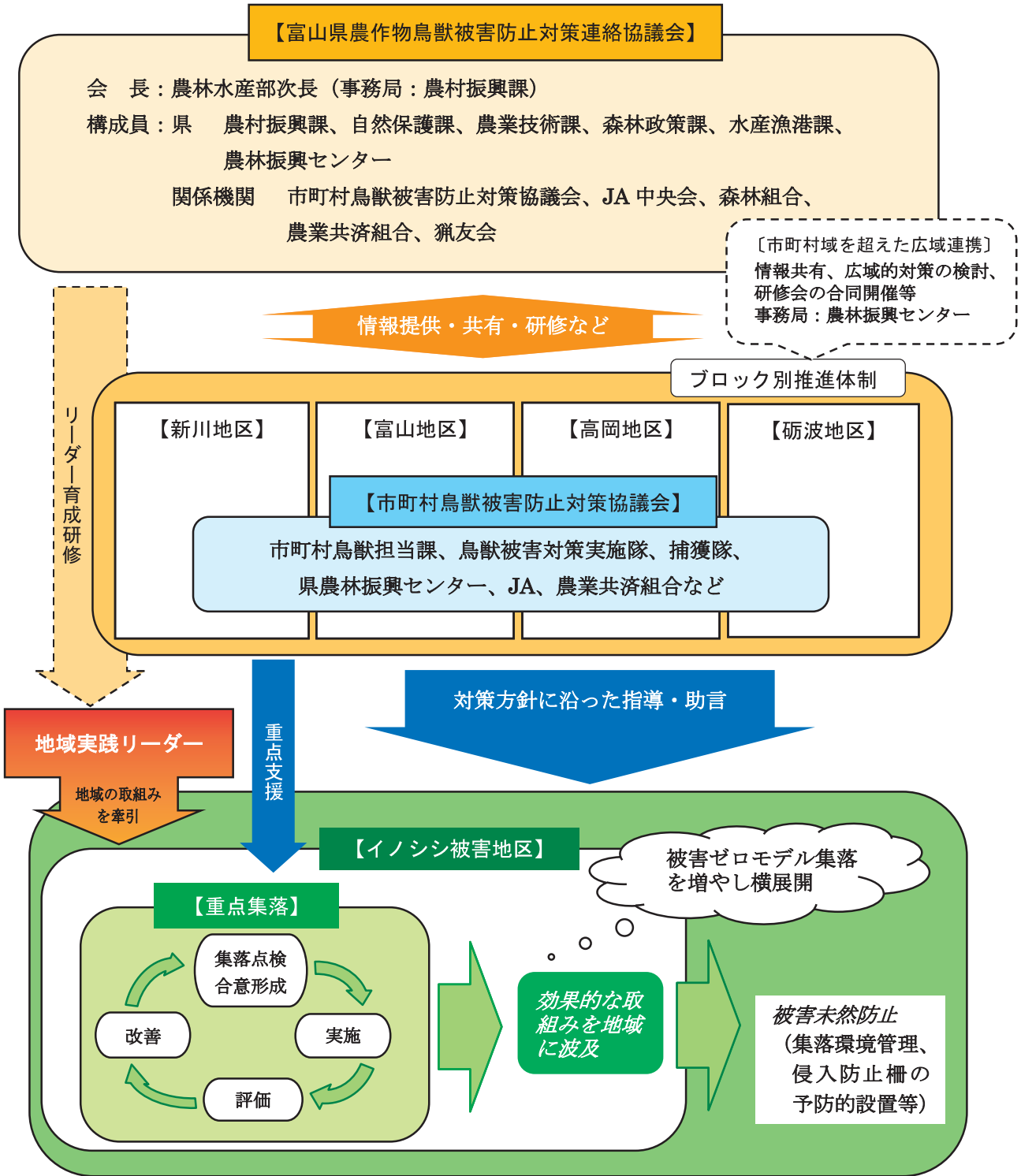
平成23年に設置された「富山県農作物鳥獣被害防止対策連絡協議会」を推進母体とし、本方針に基づくイノシシ被害防止に向けた取組状況と効果の検証、被害ゼロモデル集落における取組成果等の情報共有及び対策強化に向けた取組内容の検討等を行います。

本方針に基づく各地域でのイノシシ被害防止対策の推進については、各市町に設置されている市町村鳥獣被害防止対策協議会等を核とし、関係機関との連携により管内被害地域への本方針に基づく対策の推進を図るとともに、重点集落の設定と重点的支援により被害ゼロモデル集落を育成し、地域への波及を図るなど、被害低減に向けた取組みを強化します。

なお、市町村域を越えた広域的課題に対応するため、これまでの地域別連絡協議会等（事務局：県農林振興センター）を母体に、新川、富山、高岡、砺波の4つのブロック別推進体制を強化し、市町村域を越えた広域的対策（侵入防止柵の設置、広域捕獲、捕獲したイノシシの利活用等）の具体的検討や、情報共有、合同研修会の開催等により、広域連携体制の一層の促進を図ります。



被害防止対策の推進体制



### 3. 基本目標

#### (1) 短期実践目標【イノシシと戦う地域づくり】

##### 1) 総合的取組みの実践に向けた意識の醸成

イノシシに関する正しい知識や効果的な対策方法などの被害防止対策に必要な情報があるにも関わらず、それらが県内各地域に行き届いていないのが現状です。

例えば、「侵入防止柵を設置しても被害が減らない」となるとどうしても捕獲を強めればよいという考え方に陥りますが、これは間違いです。一つの対策（特に捕獲対策）だけに偏らず、「集落環境管理・侵入防止対策・捕獲対策」をバランスよく実施することが被害軽減の近道となります。

本方針では、イノシシ被害防止対策の専門家の意見等を踏まえ、特に集落環境管理と侵入防止対策を重視しており、この2対策を確実に実行した延長線上に効果的な捕獲対策を行うことを被害防止対策の基本としております。

イノシシ被害防止対策に対する農業者及び関係者の共通認識のもと、より効果的な対策を実践していただくために、本方針の活用について県内各地域に周知を図ります。

##### 2) 地域実践リーダーの育成

イノシシ被害防止対策に関する集落環境管理や侵入防止対策の重要性を理解し、正しい知識を習得した者自らが地域を牽引しながら対策実践者となる「地域実践リーダー」を各地域で育成し、正しい知識と対策の速やかな定着を図ります。

##### 3) 被害ゼロモデル集落の育成

本方針に沿った対策に自ら取組み、3年以内を目途に被害ゼロを目指す集落を重点集落として設定し、関係機関の連携による重点的支援により、「被害ゼロモデル集落」を育成するとともに、地域への波及を図ります。

#### (2) 長期目標【イノシシとの棲み分けの実現と農作物被害の軽減】

各地域において、地域実践リーダーが中心となり、地域の実情に合った総合的な被害防止対策を推進するとともに、被害ゼロモデル集落の取組みの横展開を図ることにより、将来的に県内全域でイノシシとの棲み分けを実現し、農作物被害額の低減を目指します。

なお、イノシシによる農作物被害額の低減については、2014年度から2016年度までの平均被害額4,200万円を基準とし、5年後の2021年度には約半減の2,000万円以下に、また10年後の2026年度にはさらに半減の1,000万円以下に抑えることを目標とします。

〈イノシシによる農作物被害額の低減目標〉

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2021(目標)	2026(目標)
県全体(万円)	4,109	4,606	3,885	2,000以下	1,000以下

## 4. 取組内容

### (1) 対策別の具体的取組

#### ①集落環境管理

農地周辺には、農家にとっては価値のないものでも、イノシシにとっては食べ物になるものが数多くあります。“集落に来ると必ず満腹になれる”とイノシシが学習し、「行きたい・近づきたい」と思わせる要因を1つでも取り除いて、これらを適切に管理することが、イノシシを農地に引き寄せない第一歩となります。

また、収穫後の稲の切り株から再生する2番穂など、イノシシのエサが乏しくなる冬期のエサの供給源管理も重要です。

さらに、イノシシは本来、繊細で用心深く、人間を恐れる大変臆病な習性であると言われており、イノシシの隠れ場所を無くし見通しの良い環境（緩衝帯）を整備することも重要となってきます。

被害防止対策の第一歩は、これらイノシシの行動や生態を踏まえたより効果的な対策を、被害農家のみならず被害対策に関わる関係者が共通認識として持つことが重要であり、専門的知識を有するアドバイザーによるイノシシ被害防止対策研修会の開催により、これまで各地で進められてきた「侵入防止対策」と「捕獲対策」に加え「集落環境管理」を含む「総合的対策」の必要性について広く周知を図ります。

各集落においては、集落内のエサ場や隠れ場所がないか集落環境点検を行い、改善に向けた取組みを集落ぐるみでできるところから実施し、イノシシを引き寄せない環境づくりを行うことが大切です。

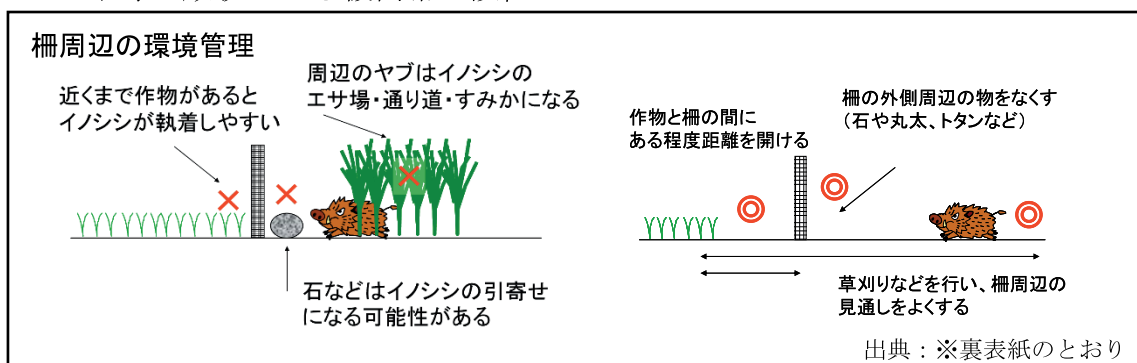
#### ◎集落の住民自らが行う対策の事例

- 生ごみ、野菜くず、落下果実、お墓のお供え物などの撤去
- 放任果実（柿等）の撤去と処分
- 2番穂のすき込み、2番穂が実る前の刈り払い
- 田畑周辺の草刈り

#### ◎集落の合意に基づく集落ぐるみでの取組み事例

- ヤブや放置竹林の伐採
- 放任果樹の伐採
- 山際の草木の伐採、枝払い
- 牛等の放牧による緩衝帯の設置

※ 鳥獣被害防止総合対策事業、里山再生整備事業等の活用を検討



## 集落環境管理の取組事例

イノシシにとってほ場周辺のヤブや放任果樹などは、エサ場や隠れ場所・通り道となり、容易に集落に近づくことができる環境となります。山と田畑の間に見通しの良い環境（緩衝帯）を整備することにより、イノシシを集落に近づかせにくい環境をつくるのが大切です。

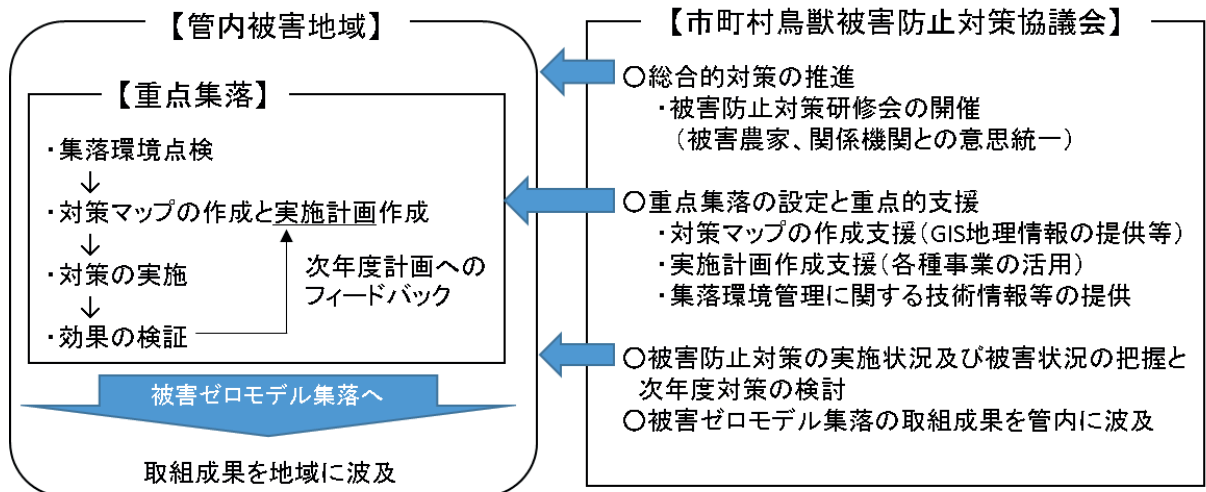


魚津市石垣地区の緩衝帯整備  
(鳥獣被害防止総合対策事業活用)



氷見市坪池地区の放任果樹伐採  
(鳥獣被害防止総合対策事業活用)

## 【集落環境管理の推進方法の例】



(市町村協議会構成員: 市町村、県農林振興センター、JA、農業共済組合等)

## ※集落環境管理に活用可能な事業

- ・鳥獣被害防止総合対策事業 (農村振興課所管)
- ・中山間地域等直接支払制度 (農村振興課所管)
- ・里山再生整備事業 (森林政策課所管)

## ②侵入防止対策

侵入防止柵には、電気柵と恒久柵（耐雪型）がありますが、その設置にあたっては、それぞれの柵の特徴や地域の実態を考慮するとともに、被害ほ場とその周辺ほ場を含む地域全体の被害防止につながるよう、集落または地域の話合いに基づく合意形成を図る必要があります。

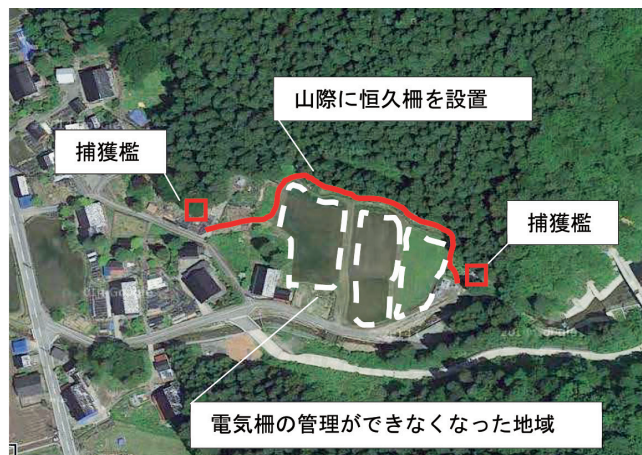
また、新たに整備したGISシステム（水土里情報システム）を利用したマップの活用により、イノシシの出没場所や被害状況、及び地域の土地利用や既存の侵入防止柵の設置状況などの周辺環境を考慮するとともに、わなに誘引しやすくするなど、捕獲と一体的な取組みを推進することが大切です。

さらに、侵入防止柵の設置管理者等を対象とした研修会の開催により、適切な設置方法と維持管理の必要性について周知するとともに、特に点検パトロールの実施により、適切な設置と維持管理を行っていく必要があります。

### ◎侵入防止柵の適切な設置と維持管理のポイント

- 電気柵の設置は 20cm 間隔、2 段張り、地面から 20 cm 以上あけない
- 電気柵は、1 日中通電
- 電気柵の漏電防止のための草刈りなどを徹底
- 電気柵は、法面からできるだけ離れた水平部に設置 ※次ページ中央図 参照
- 電気柵のガイシは外向き
- 電気を通しにくいアスファルトやコンクリート舗装道路の縁に電気柵を設置しない（イノシシの足が土に触れる位置に設置）
- 恒久柵周辺の草刈りを徹底
- 恒久柵の裾部をしっかりと押さえる（潜り込まれないため）
- 点検パトロールの実施（電気柵通電状況、破損等の確認）
- 既存の侵入防止柵の設置状況等を記したマップを活用し、計画的に整備する

### 恒久柵（耐雪型）の設置事例

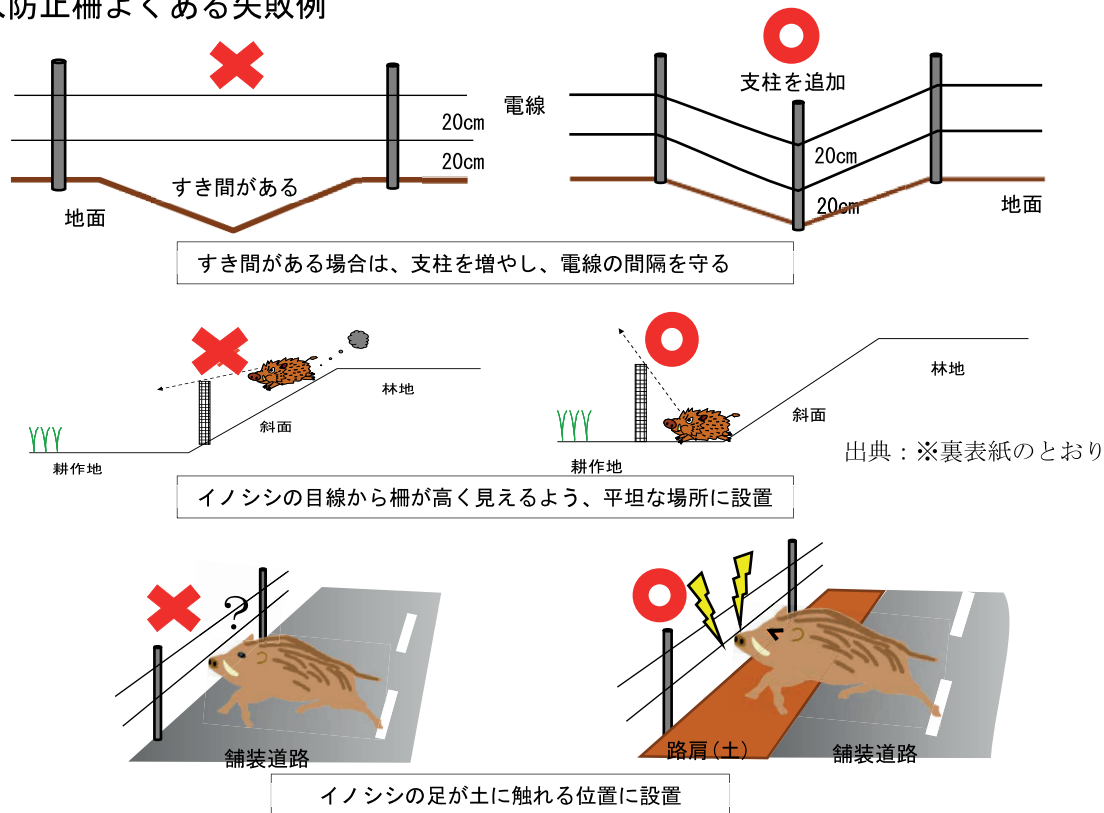


高齢化・人口減少等の理由により、電気柵の維持管理が困難となった地域において、山際に恒久柵を設置することで維持管理の負担軽減を図る取組みが進められています。また、柵を設置する際には、捕獲と一体となった整備とすることが大切であり、捕獲檻の配置計画と併せた検討が必要となります。

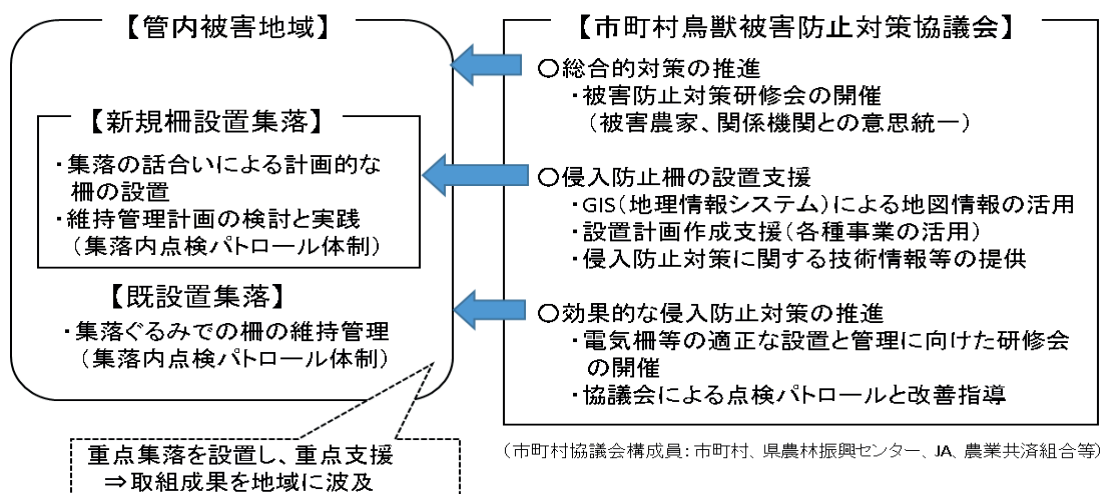
## 【侵入防止柵の特徴】

	価格	設置・撤去	維持管理
電気柵	比較的安価	比較的簡単であるが 毎年の作業が必要	適正電圧確保のため、草刈り等の維持管理労力大
恒久柵（耐雪型） 〔金網柵、ワイヤーメッシュ柵〕	電気柵に比べ高価	設置時の労力負担は大きい が、毎年の作業が不要	電気柵に比べ維持管理労力小

## 侵入防止柵よくある失敗例



## 【侵入防止対策の推進方法の例】



## ※侵入防止対策に活用可能な事業

- ・鳥獣被害防止総合対策事業（農村振興課所管）
- ・中山間地域等直接支払制度（農村振興課所管）

### ③捕獲対策

農作物被害の防止を目的とした捕獲では、農耕地や集落周辺で、農作物被害を出す加害イノシシを中心に捕獲することが重要です。

農作物被害発生地域や農耕地周辺では、適切な集落環境管理と侵入防止柵の設置によりエサ場を減らし、箱わな等に誘引するなど他の対策と一体となった効果的な捕獲を推進します。

また、箱わなや囲いわなを用いる場合には、成獣を優先し、可能な限り群れごと捕獲する等効率的な捕獲を推進し、農耕地周辺での加害イノシシの生息密度の低減を図ります。

さらに、実施隊による捕獲に加え、集落ぐるみで対策を講じるため、被害地域の農業従事者などの狩猟免許の取得を推進するとともに、効果的な捕獲技術の習得と捕獲従事者の安全性確保を目的とした研修会を開催し、捕獲従事者の確保に努めます。

なお、捕獲したイノシシは、ジビエ食材として有効活用を図るとともに、活用できない個体や残渣については、埋設や焼却など適切に処理する必要があります。

(埋設場所は、周辺の環境を考慮して選定するとともに、地中に完全に埋めるなど衛生面にも配慮する)

#### ◎加害イノシシの効果的な捕獲のポイント

- 親個体もしくは親個体を含む群れを捕獲する（幼獣だけを捕獲しても、親の警戒心が高くなり、捕獲できない個体を増やすことになる）
- 被害エリア近辺で加害イノシシを捕獲する
- 箱わな、囲いわなで捕獲する場合のエサの位置や量、蹴り糸の高さを工夫する
- 捕獲技術に関する専門家のアドバイスを受ける

#### 効果的な捕獲

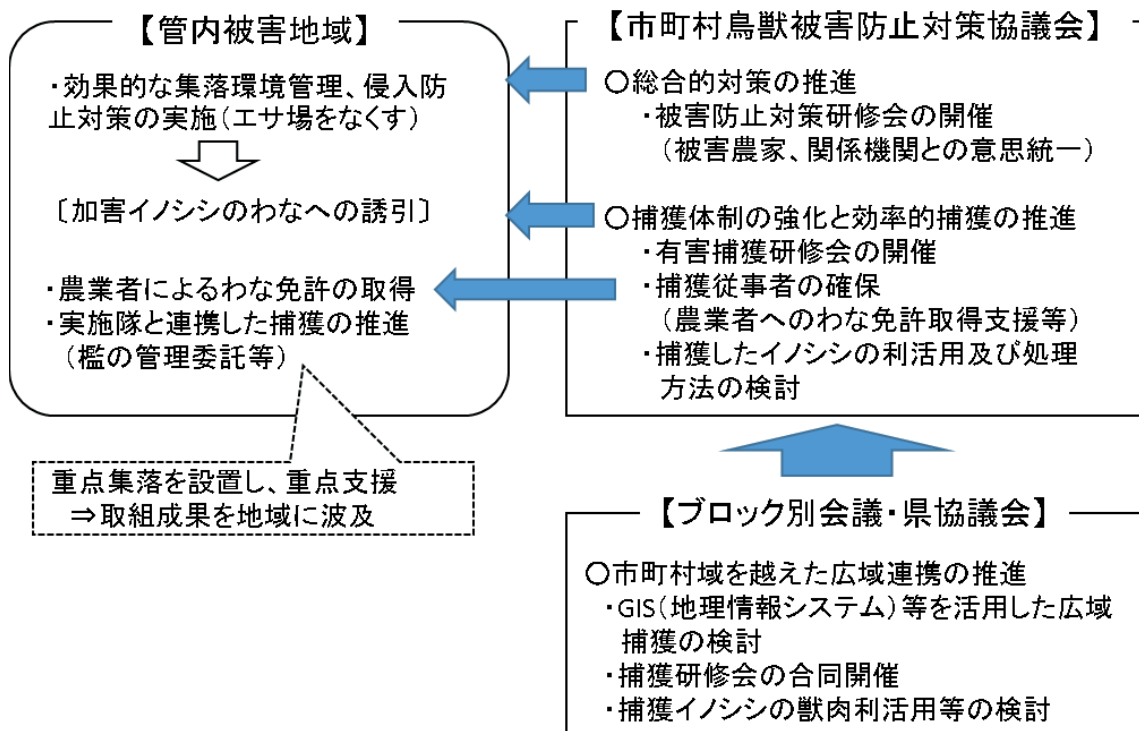
繁殖可能な親個体を含む群れを捕獲することが、イノシシの数を減らす上で効果的です。このためには、親個体がわなに慣れるのを待ちながら、扉を閉めるための蹴り糸を高くする（40cm程度）など工夫が必要です。



【わなの種類と特徴】

	箱わな	囲いわな	くくりわな
期待できる捕獲数	1～2頭	1～5頭程度	1頭
餌付け	必要	必要	不要
メリット	移動・運搬が容易	一度にたくさん捕獲できる	小型軽量・安価 一人で設置可
デメリット	捕獲数が少ない	設置や解体・移動に労力が必要	クマ等の錯誤捕獲や、反撃などによる人身被害の危険性がある

【捕獲対策の推進方法の例】



※捕獲対策に活用可能な事業

- ・鳥獣被害防止総合対策事業（農村振興課所管）



## (2) 推進主体と個々の役割

イノシシによる農作物被害の防止に向けた取組みを進めるにあたっては、集落環境管理・侵入防止対策・捕獲対策が一体となった総合的取組みを地域ぐるみで実践することが大切であり、これを支援する県、市町村、関係団体等がそれぞれの役割を發揮することが重要です。

### ① 地域集落

市町村鳥獣被害防止対策協議会等が開催するイノシシ被害防止対策に関する各種研修会に参加し、被害防止対策に関する正しい知識と方法の習得に努めるとともに、集落住民が協働して被害状況の把握や、集落環境点検を行い、集落ぐるみで被害防止対策に取り組む体制づくりを行うことが大切です。

### ② 市町村（市町村鳥獣被害防止対策協議会）

各地域におけるイノシシ被害防止対策の実施については、市町村鳥獣被害防止対策協議会（事務局：市町村担当課）が核となり、国・県等の支援施策を活用しながら、地域ごとの課題に応じた被害防止対策の一層の推進に向け、以下のような取組みを行います。

- ・被害状況の把握と、イノシシ被害防止に向けた取組計画の策定
- ・被害防止対策に取り組む農業者を対象とした研修会の開催
- ・重点指導集落の設定及び関係機関と連携した重点的支援による被害ゼロモデル集落の育成
- ・被害ゼロモデル集落の取組成果の地域への波及
- ・地域ぐるみでの被害対策の取組みを目指す「地域実践リーダー」の人材掘り起しと育成
- ・有害鳥獣捕獲体制の整備・強化  
（農業者の狩猟免許取得に対する支援、安全で効率的な捕獲技術に関する研修会の開催等）
- ・捕獲檻の見回りや電気柵の設置状況、草刈りなど集落環境管理が適正に実施されているか、点検・指導を行う体制の整備  
（氷見市の「いのししパトロール隊」を活用した取組みを参考）
- ・近隣市町村協議会との連携強化  
（県協議会及びブロック別会議での情報共有と意見交換、広域的捕獲体制の検討等）
- ・捕獲したイノシシの獣肉としての利活用や処理方法の検討

#### 氷見市「いのししパトロール隊」の事例

氷見市では平成 26 年度から鳥獣被害防止対策協議会が雇用する「いのししパトロール隊」を組織し、定期的に電気柵やわなの見回り、点検に取り組むなど適正な電気柵等の設置および管理のための体制を整備している。



### ③ 農業協同組合、森林組合、農業共済組合、猟友会

市町村鳥獣被害防止対策協議会の構成メンバーとして、イノシシ被害防止対策に連携して取組むとともに、被害防止計画の策定及び見直しに当たっては、被害状況等の情報提供や各種施策の提案を行うなど、より効果的な対策の実践に資するよう努めることが重要です。

また、被害集落等が行うイノシシ被害防止対策を支援する技術指導者としての活躍が期待されていることから、各種研修会等への積極的な参加による技術習得が求められます。

### ④ 県の役割

市町村鳥獣被害防止対策協議会が主体となった被害防止に向けた取組みが、より効果的・効率的に実施されるよう、庁内各部局の連携を強化するとともに、以下のような取組みを行います。

#### <農村振興課>

- ・ 富山県農作物鳥獣被害防止対策連絡協議会の開催  
(市町村被害防止計画及び対策方針に基づく各市町村協議会での取組強化に向けた情報交換、広域連携に向けた意見交換等)
- ・ 被害防止対策実施の協力体制の確立に向けた各種団体との連絡調整
- ・ 県全体の被害状況及び被害防止対策の実施状況等のとりまとめと情報発信
- ・ 国交付金、県単事業等支援施策の活用支援
- ・ 「地域実践リーダー」の育成に向けた研修会等の開催
- ・ GISシステム（水土里情報システム）を活用した地図情報の整備と提供
- ・ 捕獲したイノシシの獣肉としての有効活用に向けた普及・促進及び処理方法の検討

#### <自然保護課>

- ・ 鳥獣保護管理事業計画等との調整
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理
- ・ 効率的な捕獲方法の指導や調査・普及
- ・ 捕獲従事者の確保・育成に向けた研修会等の開催

#### <森林政策課>

- ・ 緩衝帯の設置や放置竹林の整備など里山林の整備、管理について支援

#### <農業技術課>

- ・ 鳥獣被害防止対策技術情報の収集と発信

#### <農林振興センター>

- ・ 市町村鳥獣被害防止対策協議会の活動支援  
(被害防止技術や各種支援制度等の情報提供、研修会の開催支援等)
- ・ ブロック別会議の開催  
(市町村域を越えた連携支援、合同研修会の開催支援等)
- ・ 市町村鳥獣被害防止対策協議会が行う重点集落への現地指導等の取組支援